

海外派遣プログラムレポート

I 概要

- ①氏名：森 勇貴（もりゆうき）
- ②派遣先：Davis Polk & Wardwell LLP (New York Office)
- ③派遣期間：2015/6/29～7/24

II 業務内容

1. はじめに

Davis Polk & Wardwell LLP は米国内外に拠点を置く大手法律事務所であり、その中心であるニューヨークオフィスには、600 人を超える弁護士と 1000 人を超えるスタッフが在籍し、多数のプラクティスグループが置かれています。私は、Financial Institution Group (FIG) のフロアに部屋を与えていただき、同グループのヘッドである Randall Guynn 先生のもとで、米国の金融レギュレーションに関連する業務に従事させていただきました。

事務所内での私の肩書は Non DPW Consultant というものでしたが、実質的には、短期のサマー・アソシエイトのような立場であったように思います。すなわち、守秘義務契約を結んだ上で、現在進行中の案件について資料・メールを共有し、内部会議や電話会議に出席したり、補助的な作業を行ったりしました。また、毎日のように開催される、サマー・アソシエイト向けの勉強会やイベントに参加させていただきました。

2. 具体的な案件や業務内容

①金融機関の M&A に関する案件

米国には FRB, OCC, FDIC, CFTC, SEC など、複数の金融監督当局が存在し、それぞれの立場から金融規制が行われています。また、2008 年の世界金融危機の反省から、2010 年にはドッド・フランク法が制定され、「大きすぎてつぶせない (Too Big To Fail: TBTF)」問題に対処すべく、同法を具体化する規則等の制定作業が今なお進められています。このように、米国の金融レギュレーションは、きわめて複雑かつ流動的な状況にあります。金融機関が M&A を行う際も、TBTF 問題や業態規制の観点から、監督当局の承認が必要となる場合があり、当該承認の有無は、M&A 取引の成否を左右する重要性を持ちます。

本案件も、そのような観点から、レギュレーション上の問題点等についてアドバイスを求められたものでした。2 日目にはじめて内部会議に参加したときには、上記のような米国金融規制の仕組み、用語、案件固有の事情を十分把握していなかったため、何が議論されているのかほとんど理解できませんでした。そこで、資料・メール等を読み込んで案件の事情を把握するとともに、所内のイントラネットに上がっている研修教材等を用いて、米国の金融規制について勉強しました。これにより、その後の内部会議・電話会議では、なんとか議論の内容を理解できるようになりました。その後は、案件の理解を深めつつ、先生方の振る舞いをつぶさに観察し、その意図等



について質問するなどして、米国弁護士としての振る舞い・あり方等を吸収しようと努めました。このほか、校正作業等の補助的な作業も行いました。

②Control 概念が問題となる案件

銀行持株会社 (BHC) である A 社が他の会社 B 社を Control している場合、BHC 法により、B 社の活動について届出義務等が課される場合があります。しかし、Control の有無は、持株比率・経営への実質的関与等の諸事情を考慮するものとされており、当局の裁量の余地も大きく、明確に判断できない場合があります。

本案件は、B 社が A 社に Control されているといえるかが争点となったものでした。BHC 法や案件について理解を深めるとともに、先例の扱い方、意見書のあり方、同僚・パートナー・クライアント・当局との接し方といったソフト面の吸収に努めました。

③外国銀行グループの組織再編の案件

外国銀行が一定額以上の資産を米国内に持つ場合において、同行に米国での中間持株会社設立を義務付ける規則が、近年 FRB によって制定されました。同規則は、ドッド・フランク法に基づき、米国銀行と外国銀行との公平性の観点等から、外国銀行にも米国銀行と同様の健全性規制を課すことを意図したものとされています。その要件に該当する外国銀行は、同規則に対応すべく、グループ内組織再編・監督当局等への報告等を行う必要があります。

本案件も、かかる規則への対応につき、アドバイスを求められた案件でした。上述のように、米国では複数の監督当局がそれぞれの観点から規制を行っており、また、当局の裁量も広いため、必要とされる対応の複雑さ・困難さは、想像を超えるものがありました。

④その他

上述の案件に継続的に関与したほか、デリバティブ取引の国際的な業界団体によるワーキンググループの電話会議や、サマー・アソシエイト向けの勉強会・イベント等に参加しました。空き時間には、イントラネット上の研修ビデオ等を通じて、過去の勉強会 (Bitcoin 規制, Living Will, ボルカー・ルール, 営業戦略等) や、新人弁護士向け研修を視聴し、幅広く勉強させていただきました。

III レポート

1. 英語について

今回、米国の法律事務所に 4 週間滞在し、周りに日本人がいない環境の中、英語で業務に取り組むということをはじめて体験し、自分にできること・できないことの双方を認識することができました。

まず、仕事でのコミュニケーションにおいては、十分に準備をする時間が与えられれば、たとえ英語であっても、案件に関与して何らかの学びを得ることは可能であると感じました。

もっとも、議論が予想外の方向に進むと (大抵そうなりますが)、たちまち理解度が下がります。アドリブで何かを話そうとすれば、スピードも一気に落ちますし、文法・用語を正確に用い

することもできなくなります。また、十分な準備をする時間が与えられるという前提自体、研修生という立場だからこそ与えられるものだと思います。結局、自分の英語力は、責任をもって正確・迅速に仕事を遂行し、チームに貢献できるといったレベルには程遠いということ、痛感させられました。

仕事外のカジュアルなコミュニケーションにおいては、自分がノンネイティブであるという前提のもとで、自分と相手との間でコミュニケーションをとる分には、英語であっても大きな支障はありませんでした。そのような日々の交流を通じて、異文化交流の醍醐味を感じ、大変刺激的な時間を過ごすことができました。

しかし、ネイティブ同士の会話になると、彼らは学校英語・ニュース英語とは異なるくだけた話し方をするので、一気に聞き取りづらくなります。話題も、日本人に馴染みがあるものとは限りませんし、世間話なので話題も特定されていません。そのような会話を正確に聞き取り、話のツボを理解した上で、他の人が反応する前に発言しなければ、彼らの会話に食い込んでいくことはできませんが、それは私にとって、非常に難しく感じ、自分の英語力の底の浅さを感じました。

2. これまでの学習との関連性について

英語力の問題を差し引いても、法科大学院を修了したばかりで日本での実務経験もない私が、法制度・環境等を異にする米国の法律実務において、そのままでは通用しないことはもとより明らかでしたが、しかし、これまでの学びが大いに活き、手応えを感じたことも確かです。

たとえば、日本の M&A 法務や金融法務、日米の独禁法務、英文契約書や法律英語、国際的なルール形成のあり方、ドッド・フランク法の政治思想的背景といった、在学時に学んだ知見は、米国の法律事務所で米国法の業務を行う中でも、応用が可能であり、大いに勇気づけられました。

3. Davis Polk について

Davis Polk のサポート部門は大変充実していました。事務所内には清潔で広々としたカフェテリアがあり、専属のスタッフが提供する、ホテルのバイキングのような食事を安価で摂ることができました。所内のイントラネットの充実ぶりも、目を見張るものがありました。

事務所のダイバーシティ委員会では、女性、アジア人、黒人、ヒスパニック、LGBT 等のマイノリティグループが、ランチ等のイベントを開催していました。実際、事務所で働かされている方の、人種・性別・国籍等の多様性には感銘を受けました。

FIG では、ボルカー・ルールの規制対象になるかを判定する Volcker Portal というシステムをベンチャー企業と共同で開発し、それをクライアントの金融機関に対して営業していました。事務所のホームページでは、ドッド・フランク法やビットコイン規制の最新情報が無料で提供されており、さらに一部はプロダクトとして販売されていました。アドバイスを提供するだけでなくプロダクトを販売するというビジネスモデルの先進性が強調されていました。

サマー・アソシエイト向けの勉強会・イベントも充実していました。Davis Polk には 120 名近くのサマー・アソシエイトが、1 年目のアソシエイトと同じ給料をもらい、5 月中旬から 10 週間程度働いていました。そんな彼らを対象として、講演会がたびたび開催されており、私も、彼らとともに食事を取りつつ、米国の実務やキャリアパスについて幅広く学ぶことができました。

また、ブロードウェイでの観劇、ヤンキース観戦、ハドソン川クルーズ、ゴルフ、NYPL の見学、パーティーなどのイベントでは、刺激にあふれる NY の魅力を堪能し、同世代の彼らとの交流を楽しむことができました。

また、7月4日の独立記念日には、Guynn 先生のホームパーティにご招待いただき、NY 郊外のお宅で、友人と家族ぐるみで BBQ をし、夜には花火を見に行くという、アメリカ人の典型的な独立記念日の過ごし方を体験させていただきました。

4. おわりに

本派遣プログラムは、「国際競争力ある法律家の育成を目指して」行われるものとされています。この4週間で、「国際競争力ある法律家」というハードルの高さを感じ、目の覚めるような思いをしました。

特に印象的であったのが、同世代であるサマー・アソシエイトのうち、学部から米国に留学し、今やネイティブにすっかり溶け込んでいる大勢の方々との出会いでした。生まれ育ちが米国の人に英語力が敵わないのはともかく、大勢の外国人が米国で高等教育を受け、英語力・社交能力・米国法を身につけていることには、衝撃を受けました。そんな「国際競争力ある」彼らに追い付くにはどうすればよいか、彼らが将来、国際舞台で母国を背負って勝負を仕掛けてきたときに、自分は伍していくことができるだろうか、そんなことを考えさせられました。

今回の研修が英語・米国法の勉強になったのはもちろんですが、むしろ、上記のような、自分の今後の過ごし方に大きな影響を与えるような気づき・危機感を得ることができたのが、一番の収穫であったと思います。

最後になりましたが、このような貴重な機会をご提供くださった、岩村正彦先生、神田秀樹先生、藤田友敬先生、事務局の小疇典子様、また、事務所での研修を良いものとすべく尽力してくださった Randall Guynn 先生をはじめとする Davis Polk & Wardwell の先生方、ご支援いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

